

論説・調査研究

少年司法における被害者への補償や、それに代わる社会奉仕活動への多機関連携的な援助の可能性と課題

—イングランドとウェールズの Reparation Order [補償命令]¹における YOT [Youth Offending Team]²の取り組みを参考に—

田 口 敬 也

はしがき

- 1 YOT の概略
- 2 補償命令の法的枠組み
- 3 補償命令の執行段階における YOT の役割
- 4 補償命令における YOT の活動の具体例
- 5 検討

まとめにかえて—今後の検討課題

は し が き

本稿においては、イングランドとウェールズの Reparation Order [補償命令] における YOT [Youth Offending Team] の取り組みを紹介し、若干の検討を行う。なお、本稿では以後、Youth Offending Team について、YOT という略称で呼ぶ。また、Reparation Order は、「補償命令」と表記する。

1 本稿執筆の動機

最初に、本稿執筆の動機について説明したい。

その第一は、最近わが国で、社会奉仕活動を採用しようとする動きが見られることと関係する。すなわち、日本における刑事施設の収容率が、2006年

末で102.4%，既決で115.0%³という，危機的というべき状態にあることから，法制審議会に「被收容人員適正化方策に関する部会」が設けられ，2006年9月28日から「諮問第77号，被收容人員の適正化を図るとともに，犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から，社会奉仕を義務付ける制度の導入の当否」について審議されている。そして，この部会の第1回会議で，ある委員が少年保護手続における試験観察（少年法第25条）処遇の一環としての社会奉仕活動について言及している⁴し，第2回会議では，法務省保護局から，少年に対する保護観察（少年法第24条第1項第1号—いわゆる「1号観察」更生保護法第48条第1号—）処遇の一環として行われている社会参加活動についての紹介がされた⁵。この部会の審議録を見た限りでは，社会奉仕活動が，わが国においても，何らかの形で法制化される可能性は高まってきているように思われる。実際，2008年12月30日の新聞において，「被收容人員適正化方策に関する部会」が，社会奉仕命令を保護観察の条件として導入すべきという案をまとめたことが報道された⁶。

第二の動機は，restorative justice [修復的司法/正義] への注目が高まっていることと関係がある。restorative justice [修復的司法/正義] については，様々な定義があるが，筆者は，「犯罪を国家ではなく他者および地域社会に対する侵害行為として捉え，加害者の責任は刑罰を受けることではなく被害回復を行うことにあるとするなど，処遇や応報とは異なる，犯罪の本質や司法/正義の役割についての新たなパースペクティブ」⁷という，前野育三名誉教授や服部朗教授の定義に従う。restorative justice [修復的司法/正義] の手法にも様々なものがあるが，例として，2007年12月15日の早稲田大学社会安全政策研究所設立1周年記念シンポジウムで紹介された，警察庁が試行した「修復的カンファレンス（少年対話会）」⁸や，弁護士たちなどによる自主的な取り組みとして，犯罪少年と被害者を対話させることが行われている⁹ことを挙げるのが許されるであろう。

そして，イングランドとウェールズでは，1998年犯罪・秩序違反法 [Crime and Disorder Act 1998]¹⁰によって，少年司法に YOT による多機関連携的アプローチだけでなく，補償命令に見られるように，restorative justice の要素をも大幅に取り入れているので，検討に値すると思われる。

2 補償命令の概略

そこで、補償命令の概略について説明する。

第1に、補償命令の目的は、有罪認定を受けた児童 [child] (10歳以上13歳以下)・青少年 [young person] (14歳以上17歳以下) が、自らの犯罪がもたらした結果について理解し、自らの行為について責任を取ることとされている¹¹。

第2に、補償活動の対象には、被害者個人はもちろんのこと、地域社会一般も含まれる。被害者個人が補償活動に応じない場合には、後で述べるように community payback といって、社会奉仕活動が行われる。

第3に、補償活動の方法としては、直接の謝罪や謝罪の手紙を書くこと、社会奉仕活動も含まれる。

第4に、補償活動における責任官 [responsible officer] は YOT 職員が当たることとされている。

1 YOT の概略

次に、YOT の概略について説明する。

1 根拠規定

YOT も、補償命令同様、1998年犯罪・秩序違反法第39条に基づいて設置された。

2 YOT の設置主体と監督機関

YOT の設置主体は地方自治体、具体的にはカウンティ [County]¹²、ディストリクト [District]¹³、大都市圏ディストリクト [Metropolitan District]、大ロンドンでは区 [Borough] である。もっとも YOT を設置するのは単一の地方自治体とは限らず、複数の地方自治体が共同して設置することもある。イングランドとウェールズで155の YOT が設置されている¹⁴。

また、YOT の管轄機関（または監督機関）は少年司法委員会 [Youth Justice Board (YJB—以下 YJB と略する—)]¹⁵である。

3 YOT の構成員

YOT は、プロベーション・オフィサー、地方自治体社会福祉事業部門 [social service department] のソーシャル・ワーカー、警察官、地方自治体保健局 [local health authority]¹⁶が指名した者、1996年教育法 [Education Act 1996.] 532条に基づき地方自治体によって任命された首席教育官 [chief education officer] が指名した者、および地方自治体がイングランドにある場合には、2004年児童法 [Children's Act 2004] に基づく地方自治体によって任命された児童サービス [children's service] によって指名されたソーシャル・ワークの経験を有する者によって構成される（犯罪・秩序違反法第39条(5)）。2005/06年度の YJB の統計¹⁷によると、2005年7月30日時点において、イングランドとウェールズ全土の YOT に、プロベーション・オフィサーが303人、ソーシャル・ワーカーが2012人、警察官が394人、保健機関から268人、教育機関から268人派遣されている¹⁸。

4 YOT の主な任務

YOT の任務は多岐にわたるが、特に次の5つが重要だと思われる。それはすなわち、①犯罪予防活動、②警察官によって拘束または尋問された児童・青少年の利益を保護するために適切な成人 [appropriate adult] を提供すること、③児童・青少年に対する評価 [assessment]¹⁹、及び彼ら/彼女らに対する社会復帰プログラムの提供、④養育命令 [parenting order]²⁰、児童安全命令 [child safety order]²¹、補償命令、及び行動計画命令 [action plan order]²²において、責任官 [responsible officer] として行動する者の提供、それに⑤拘束・訓練命令 [detention and training order]²³または監督命令 [supervision order]²⁴を宣告された児童・青少年の監督である。本報告との関係で特に注目されるのは、補償命令であるので、以下章を改めて、補償命令の法的枠組みについて説明する。

2 補償命令の法的枠組み

1 根拠規定

まず、補償命令の根拠規定は、1998年犯罪・秩序違反法第67条及び第68条である。

2 補償命令の実体的内容

次に、補償命令の実体的内容は、以下の通りである。

第1に、補償命令は、児童・青少年が、法律で量刑が固定されている罪 [an offence for which the sentence is fixed by law]²⁵以外の罪で有罪を認定された場合に適用される。

第2に、補償活動の相手は、被害者個人または犯罪によって影響を受けた人、及びコミュニティ全体である。

第3に、補償活動は、次のような方法で行われなければならない。

①活動の態様としては、本人による被害者への直接の謝罪、謝罪の手紙を書くこと、落書きの消去、損壊した器物の修理などがある。

②補償命令は、命令が下されてから起算して3ヶ月内に履行されなければならない。

③補償活動の時間は合計で24時間を越えてはならない。また、個人（被害者または犯罪の目撃者）に対しては、同意を得ずに賠償してはならない。さらに、遵守事項 [requirements] は、犯罪の重大性とつりあうものでなければならない。そして、補償活動は、犯罪者の宗教的信仰や通常労働する時間、学習する時間との衝突を回避しなければならない。

④補償活動の監督は、プロベーション・オフィサー、ソーシャル・ワーカー、そして YOT オフィサーが行う。

3 補償命令の手続的内容

さらに、補償命令の手続的内容について説明する。

第1に、裁判所は、命令に先立ち、プロベーション・オフィサー、ソーシ

ャル・ワーカー、YOT オフィサーの作成する判決前報告書〔pre-sentence report〕を獲得する義務を負う。この判決前報告書の中には、少年犯罪者にとって適切な作業のタイプ、補償命令に含まれるべき遵守事項に対する被害者の態度が含まれていなければならない。

第2に、裁判所は、補償命令を下すに先立ち、対象者に対して、通常の言葉で、補償命令の効果及び補償命令中に記載するように提案された遵守事項の効果、犯罪者が上記の遵守事項を遵守しなかった場合に生ずる結果、及び犯罪者または責任のある官のいずれかの申立により、裁判所が補償命令を再検討する権限を有すること、を説明しなければならない。

4 補償命令が履行されなかった場合の措置

そして、補償命令が履行されなかった場合には、まず、YOT 職員が、正式な書面による2回の警告を行う。次に、裁判所が、アテンダンス・センター出頭命令²⁶〔Attendance Center Order〕、夜間外出禁止命令²⁷〔Curfew Order〕、もとの犯罪について異なった判決をすること、あるいは1000ポンドまでの罰金、のいずれかの命令を下す。

3 補償命令の執行段階における YOT の役割

—National Standards for Youth Justice Services²⁸を参考に—

以上、補償命令の法的枠組みについて、1998年犯罪・秩序違反法の法文を中心に紹介した。しかし、法文を見るだけでは、補償命令における YOT の役割は分かりにくい。そこで、1998年犯罪・秩序違反法等の少年司法関係法の施行細則というべき National Standards for Youth Justice Services（以下、National Standards と略する）を参考に、補償命令の執行段階における YOT の役割について、より詳しく説明する。

1 補償命令とそれ以外の裁判所の命令による介入²⁹に共通する役割

まず、補償命令とそれ以外の裁判所の命令による介入（例：行動計画命令、監督命令）に共通する役割としては、次のようなものがある。

第1に、調査と証拠に基づく効果的な実務の諸原則に従うことである (National Standards 8.2)。1970年代には英米において“nothing works”³⁰（「何も効かない」）という、処遇悲観論が台頭し、just desert（犯罪に見合った正当な応報としての刑罰を科せばよい）という考えが主流だったが、1990年代に入って、“something works”という考えが巻き返してきた。そして、科学的な犯罪学の知見に基づいて、証拠に基づいた実務 [Evidence Based Practice, 略称 EBP]³¹を行おうという考え方が台頭してきた。調査と証拠に基づく効果的な実務の諸原則に従うこととは、EBPを行おう、ということである³²。

第2に、YOT 責任者は、命令による監督に、厳格で効果的な罰を与えること、犯行の可能性を低下させること、少年を再社会化させること、及び、賠償が被害者または地域社会一般に対してなされることを可能にすること、という目的を与えなければならない³³ (National Standards 8.3)。

第3に、YOT 責任者は、命令を実施する前に次のような手続を講じる義務を負う。まず、「裁判所による命令が、権利と責任を少年犯罪者に与えること」を、少年犯罪者に説明しなければならない。次に、少年犯罪者と、以下のような内容の署名された合意を、書面で行うことである。その合意の内容とは、介入への欠席 [absence] が許容できる場合と許容できない場合に関する基準、対象者には公平にかつ尊敬をもって扱われる権利があること、対象者は、受け入れ可能な方法（すなわち、乱用的でない方法または弁別のある [discriminatory] 方法）で振舞うべきこと、時間を守るべきこと、である (National Standards 8.4)。

第4に、YOT 職員は、少年犯罪者による学校への登校または職場への出勤あるいは宗教的な儀式と衝突しない時間に、少年犯罪者との接触を行わなければならない。また、接触には家庭訪問を含め、(両) 親/保護者 (たち) も適切に関与させなければならない (National Standards 8.5)。

第5に、犯罪者との接触の回数、性質・目的、参加者については、次のようなことが定められている (National Standards 8.6)。

まず、接触は、原則として、命令から最初の12週間は1週あたり2回、その後は1週1回行われなければならない。ただし、YOT はリスク評価を行

うので、リスクの水準についての評価によって、接触がより高い強度に維持されるべきことが要求された場合には、この限りではない。

次に、接触の性質・目的は、児童・青少年犯罪者に対する裁判所の命令の監督に関する計画的な会合である。

そして最後に、接触には、「監督官」[Supervising Officer]、YOT のその他の構成員、その他の機関の構成員、及び、少年に会う許可を与えられたボランティアが参加する。

第6に、YOT 責任者は、児童・少年による不出席³⁴ [Failure to attend] (FTA) に対して、次のような準備をする責任を負う (National Standards8.7)。

まず、不出席を受け入れ可能なものまたは受け入れ不可能なものとして記録することである。次に、説明のない不出席（すなわち、無断の不出席）を、常に1勤務日 [working day] 以内に、電話、家庭訪問、または手紙によって、説明を求めるために、追跡することである。さらに、YOT の中で、不出席の受け入れ可能な理由となるものと受け入れ不可能な理由になるものについての一般原則を合意することである。ただしその理由は、一般公衆にとって、正当と認められるものであることを保障しなければならない。しかも、対象者が病気であることや仕事で忙しいことは、可能な場合には、立証されなければならない。

最後に、不出席が、受け入れ不可能なものであると見なされた場合には、警告を少年犯罪者に対して書面で発することである。

第7に、YOT 責任者は、命令の遵守事項に対する受け入れ不可能な不遵守に、次のような対処をすべき責任を負う (National Standards8.8)。まずは、正式な書面による警告を2回する義務である。次に、命令の間に、犯罪者が2度の正式の警告を受け、それでもなお、さらにもう1度遵守しなかった場合、違反を理由とした訴訟 [breach action] を、裁判所に提起する義務を負う。この訴訟の提訴期限は、一番最近の不遵守から5勤務日以内であるが、例外的な場合にのみ YOT 責任者の許可を得て、延期可能である。また、延期した場合には、その理由を、ファイルに記さなければならない。最後に、違反を理由とした訴訟が開始された場合には、少年犯罪者に、裁判所

による審理の日まで命令を続けることを許さなければならない。ただし、この義務は、命令を続けることがその個人または彼/彼女に対する命令に付されているその他の犯罪者にとって、混乱を伴うものである時は、免除される。

第8に、介入計画策定の際に、YOT 責任者は、次のような義務を負う (National Standards8.9)。まず、介入計画を、評価の際に用いられる書式であるアセットで特定された犯行と関連するリスク・ファクターに基づいたもので、そして、そのリスク・ファクターに対処するための取り決めに説明するものにするものである。次に、全ての評価に際して、被害者のニーズを考慮すること、及び、計画には修復的過程を含めることである（この点においても、1998年犯罪・秩序違反法は、少年司法に restorative justice の要素を大幅に導入している）。また計画は、少年犯罪者に対してその他の機関（例、社会福祉事業部、教育部、保健局）によって作成されたその他の計画を考慮に入れなければならない。最後に、計画または契約が、少年とその（両）親/保護者（たち）によって議論され、同意され、署名されるべきことである。

第9に、YOT 責任者は、評価によって、少年が自身または他者にとって危害となる重大なリスクを表していることが明らかになった場合、そのリスクを、一切の全国または地方の手引き [guidance] の基準に従って管理するため、活動の計画をその他の主要な機関と合意する義務を負う (National Standards8.10)。

第10に、YOT 責任者は、事件がその他の YOT または全国プロベーション局 [National Probation Service]³⁵に移送された場合に、次のような責任を負う。その責任とは、監督の頻度を継続すること、青少年の現在居住地の YOT が、適切な場合には少年の出身地域の YOT と協議の上、命令を監督すること、及び、事件ファイルを更新して、移送の要約書面 [transfer summary] と一緒に、5 勤務日以内に、移送先に移送することである (National Standards 8.13)。

第11に、裁判所が、自らの判決に関する決定 [sentencing decisions] についてのフィードバックを受けることを保証することである (National Standards8.14)。

2 補償命令のみにおいて要求される役割

以上が、裁判所の命令による一般において YOT に要求される役割である³⁶が、補償命令のみにおいて要求される役割も、存在する。

第1に、YOT 責任者は、裁判所による審理に続く次の勤務日が終わるまでに、対象児童・青少年、およびその保護者との最初の接触を行わなければならない。この接触は、裁判所による命令の性質を説明するため、命令が実際にはどのように機能するかについて説明するため、及び命令を遵守しないことに伴う結果について説明するために行われる (National Standards8.29)。

第2に、YOT 責任者または指定された他者 [designated other] は、補償についての取り決めに議論するために、被害者との接触を、補償命令がなされてから5勤務日以内に行わなければならない。

第3に、補償を受け入れることをいとわない被害者の同意は、文書で獲得されなければならない (National Standards8.33)。なお、補償に被害者が同意しない場合に、YOT は、「地域社会への返済」[Community payback] を効果的に発動させなければならない (National Standards8.31)。この「地域社会への返済」が、被害者への補償に代わる社会奉仕活動に当たるものであるが、「地域社会への返済」については、後で述べる。

第4に、補償に対する取り決めに合意された後、YOT 職員は、その合意を文書の中に書きとめ、合意を書きとめた文書の写しを少年犯罪者と被害者に与える義務を負う (National Standards8.34)。

最後に、補償活動は、1人の YOT メンバー、協力〈パートナー〉機関、(保健と安全を含む) 適切な訓練を受けたボランティアによって監督される。そして YOT 責任者は、定められた任務をリスク評価する義務を負う (National Standards8.35)。

3 「地域社会への返済」[Community payback]

(1) 意義 既に述べたように、「地域社会への返済」[Community payback] は被害者への補償に代わる社会奉仕活動である。もっとも、「地域社会への返済」は、補償命令の代替としてのみ行われるものでなく、他の全ての社会内命令を支援するためにも行われる (National Standards5.11)。そ

して、「地域社会への返済」案 [Community payback scheme] は地域社会を改善することにおいて目に見える利益を届けなければならない、また、「地域社会への返済」案によって地域社会は、青少年犯罪者が自らの行動に対して賠償を行ったことが分かることができる (National Standards5.11)。

(2) 実施要件 「地域社会への返済」は、犯罪者は補償命令に適しているが、しかし、被害者が同意しない場合または接触できない場合に実施される。

(3) 「地域社会への返済」における YOT 責任者の義務 そして、「地域社会への返済」においても YOT 責任者は、以下のような義務を負う。

第1に、損害を修繕すること、環境〈保護〉活動、及び落書きの消去といった活動を含む、いろいろな「地域社会への返済」の選択が利用でき、その結果、犯罪と犯罪者に適した活動を特定することが容易になるということを保証することである (National Standards5.12)。

第2に、「地域社会への返済」案が、青少年犯罪者のために態度の変化、信頼の構築、それに地域社会への再・統合を促すことを保証することである (National Standards5.13)。

第3に、一切の「地域社会への返済」活動を、少年犯罪者と YOT との間の契約 [contract] の一部とすること、および、その契約の一部においては、活動のタイプ、日時、それに期間が、青少年犯罪者とその(両)親/保護者(たち)によって明確に述べられ、また理解されること、である (National Standards5.14)。

第4に、補償活動への一切の配置を、「1997年保健・安全(青少年)規則」[Health and Safety (Young Persons) Regulations 1997] と「少年司法委員会・地域社会への返済手引き」[Youth Justice Board Community payback guidance] の要請にあてはまるよう、適切に監督し、リスク評価し、実行する義務である。また、YOT 責任者は、「地域社会への返済」案を監督している職員に、リスク評価及び健康と安全に関する問題について訓練を受けさせなければならない (National Standards5.15)。

第5に、「地域社会への返済」活動が差別のないものであること、及び、全ての青少年が公正に扱われることを保証することである (National Stan-

dards 5.16)

第6に、「地域社会への返済」を届けることに関与している全ての者で、児童と青少年に対して相当の監督されていない接近方法のある者を、これらの者が、少年に対する脅威とならないことを保証するために、警察及び保健省 [Department of Health] との照合に服させることである。ただし、この照合についての責任は、YOT 責任者だけでなく、治安判事補佐官 [Clerk to the Justices]³⁷にもある (National Standards 5.17)。

4 補償命令における YOT の活動の具体例

以上、National Standards に従い、補償命令における YOT の役割について説明してきた。しかし、これだけでもまだわかりにくいので、補償命令における YOT の活動の具体例をいくつか紹介することとする。

1 ブラックプール [Blackpool] の YOT の活動³⁸

まず、ブラックプールの YOT は、ブラックプールの住宅街にある倉庫の見苦しい壁を、補償命令を受けていた14人の児童・青少年、地域のアーティスト、そして YOT のメンバーが、田園の風景を描く壁画で蔽った。

2 ウォーリックシャー [Warwickshire] の YOT の活動³⁹

第1に、Stratford Rugby Football Club での活動として、ラグビー場の境界フェンスのクレオースト処理、クラブハウスの塗装、試合のある日に駐車を手伝うこと、更衣施設 [changing facilities] の清掃、ゴミ箱を空にすること、ラグビー場のフィールドとスタンドのごみ拾い等を行った。

第2に、Bilton Allotment Project といって、市民菜園で多種類の野菜 (にんじん、トウモロコシ、カリフラワー等) やハーブ (ミント、タイムなど) を栽培し、Age Concern Claremont Centre に寄付した。

第3に、その他の修復的活動としても、ガーデニング・プロジェクト、器物損壊罪についてのポスター作成、バイクの修理、鳥の巣箱の製作、自然保護、消防・救急 (防火についてのちらしを配布) を行った。また、これはおそら

く直接的な補償に対応するものであろうが、reminiscence project [回想プロジェクト] といって、1人の老人と話をし、人生における特別な時についての小冊子を作成した。もっとも、一部の少年は、補償活動に対する感想として「作業は退屈だった」ことを挙げていたことも、記さなければならないであろう。

3 カルダーデールの YOT の活動⁴⁰

カルダーデールの YOT は、The Artists group を結成し、Local Network fund から資金提供を受けた上で、芸術家たちの支援の下、補償命令を受けた少年たちが story box を作成し、Highbury Special School に提供した。

4 小括

補償命令の法的性質は刑罰とされてはいるが、これらの三例を見る限りでは、少年たちの興味を引きそうな、かなり生産的・教育的な活動も行っているようにも見える。また、スポーツ団体や芸術家たちとのパートナーシップを結んでいることも注目される。

5 検討

以上、イングランドとウェールズの補償命令における YOT の役割について紹介してきた。ここで、被害者への補償やそれに代わる社会奉仕活動を、多機関連携的な援助を伴った形で、わが国の非行少年処遇に本格的に導入する際の課題について述べたい。

第一の課題は、人的・物的・財政的資源をどのように確保するかということであるが、この点についての検討は後日を期さなければならない。

第二の課題は、修復的正義/司法を少年審判や刑事裁判と結び付けること自体に、否定的見解があることと関係する。例えば、服部教授は、「試験観察において課題が達成された場合には不処分決定等で終局することになるが、被害者からこれをみると、少年の更生のために自分が利用されたかのよ

うに感じてしまうという懸念がある。少年にとっても、処分決定が控えているのであれば、事実上謝罪が強要されているのに等しく、真の謝罪に結びつかないおそれがある」とされる⁴¹。もっとも、既に述べたように、補償命令においては、被害者への直接補償は、補償を受けることに被害者が同意している場合に限られている。したがって、「被害者を少年の更生のために利用する」という批判は、補償命令については、当てはまらないかもしれない。また、「謝罪を強要する」という批判については、もしその点を強調すると、保護手続・保護処分、刑事手続・刑罰の対象となっている少年に対して修復的正義活動を行うべきではない、ということになろう。けだし、保護手続・保護処分、刑事手続・刑罰は強制力を背景とするからである。しかし、犯罪少年や触法少年の扱いにおいて、被害者や社会への償いを何らかの形で位置づけることなしに、少年法の理念たる健全育成（少年法第1条）や保護優先主義（少年法第51条・第52条・第20条）を維持することは困難なのではないかという筆者の思い⁴²はますます強まってきた。

第三の課題は、補償命令の法的性質は刑罰とされていることからすると、保護処分として導入することには反対が予想される、という点である。しかし、逆送（少年法第20条）され刑事裁判で保護観察付きの自由刑の執行猶予（刑法第25条の2）判決を言い渡された少年⁴³について、被害者への補償または謝罪、それに代わる社会奉仕活動を保護観察の遵守事項の一つとすることにも賛成できない。まず、少年に対する刑事裁判の審理についても少年法第9条の趣旨に従って行う（すなわち医学、心理学、教育学、社会学、その他の専門的智識を活用する）ことを要求している少年法第50条の規定は、訓示規定と理解され⁴⁴、実際にもその趣旨は十分活かされていない、と言われている⁴⁵。次に、保護観察付の自由刑の執行猶予の対象となった者に対しては、再度の執行猶予が不可能である（刑法第25条第2項）ので、柔軟性をも欠くように思われる。

第四の課題は、そうなると、被害者への補償または謝罪、それに代わる社会奉仕活動を少年保護手続の枠内で導入することも検討せざるを得ないと思われるのであるが、どのような形で導入すべきかが問題となってくる、ということである。しかし、この点についての詳しい検討も、別稿に譲らざるを得ない。

まとめにかえて—今後の検討課題

以上、「少年司法における被害者への補償や、それに代わる社会奉仕活動への多機関連携的な援助の可能性と課題」という題で、イングランドとウェールズの Reparation Order [補償命令] における YOT の取り組みを紹介し、若干の検討を行った。もっとも、枚数の関係で課題については指摘することしかできなかった。光があれば必ず影もある。前述のように、National Standards では、かなりきめ細かい配慮を義務づけているものの、これが実際に遵守されているかどうかは全く別の問題である。しかし、この点についても今後の検討課題として残さざるを得ない。

したがって、今後の研究課題の第一は、YOT の活動に対する評価を含む、Reparation Order における YOT の活動の実態である。その際には、社会安全研究財団の渡辺昭一研究主幹から紹介していただいた、*Joint Inspection of Youth Offending Teams Annual Report 2005/2006* を検討したいし、また Reparation Order を受けた者の再犯率についての評価も検討したい。

第二に、筆者の関心は、あくまでも日本の少年司法に向かっているので、被害者への補償や、それに代わる社会奉仕活動を、日本の少年司法に導入することについての刑事政策論的検討を、より詳しく行いたい。あわせて、修復的正義/司法とわが国少年法の関係についても検討したい。次の論文は、本章で挙げた第一の課題が中心となろうが、第二の課題も含めることができれば幸いである。以上で、本稿を締めくくることとする。読者の皆様の忌憚のないご質問、ご意見をいただければ幸いである。

- 1 Reparation Order [補償命令] についての我が国での先行研究としては、守山正「イギリスにおけるリストラティブ・ジャスティスの問題点～一九九八年犯罪・秩序違反法をめぐる論争～」捜査研究第587号（2000年）13-19頁がある。但し、守山教授は、Reparation Order を「修復命令」と訳されている。しかし、“restorative justice” の訳として「修復的司法（正義）」が定着しているので、「修復命令」という訳には、疑問がある。また、Reparation Order に対しては、「賠償命令」という訳も

- ある。例えば、四方光『社会安全政策のシステム論的展開』（成文堂、2007年）174頁。実は筆者も、2008年1月26日に開かれた社会安全政策研究所の研究会では、「賠償命令」という訳を採用した。しかし、イングランドとウェールズには、Reparation Order のほかに、Compensation Order というものがあり、これは文字通り、犯罪者に被害者への金銭的賠償を命じるものである。参照、<http://www.cjsonline.gov.uk/victim/compensation/>。その上、Reparation Order は本文の後の方で述べるとおり、金銭的賠償を命ずるものではないので、「賠償命令」という訳にも疑問を感じるようになった。このため、本稿では、Reparation Order を「補償命令」と訳すこととした。なお、Reparation Order を「補償命令」と訳している文献として、土井政和「イギリスにおける少年司法政策の最近の動向」齊藤豊治＝守屋克彦編著『少年法の課題と展望（第2巻）』（成文堂、2006年）23頁がある。
- 2 YOT については、我が国でも数多くの先行研究がなされているが、主なものとして、守山「イギリス労働党の少年司法政策～一九九八年犯罪・秩序違反法を中心に」宮澤古稀記念論文集第3巻383頁以下（2000年）、木村裕三「イギリス少年司法政策における司法と福祉」刑法雑誌第39巻第1号127頁以下がある。
 - 3 法務省法務総合研究所編『平成19年版犯罪白書』（佐伯印刷株式会社発行、2007年）59頁。もっとも、2007年末には既決が104.4%、未決が51.2%に低下した。法務省法務総合研究所編『平成20年版犯罪白書』（株式会社太平印刷社発行、2008年）57頁。しかし、2007年12月31日現在において、「収容人員が収容定員を超えている刑事施設（本所に限る。）は、全75施設中48施設（64.0%）」を占めるので（『平成20年版犯罪白書』58頁）、収容人員適正化のため何らかの対策が必要であることには変わりがないように見える。
 - 4 <http://www.moj.go.jp/SHINGI2/060928-1-1.pdf>
 - 5 <http://www.moj.go.jp/SHINGI2/061102-1-1.pdf>
 - 6 例えば、朝日新聞2008年12月30日号。また、<http://www.asahi.com/national/update/1229/TKY200812290198.html?ref=goo>
 - 7 前野育三「修復的少年司法の現実的可能性と具体的可能性」法と政治第53巻第11号（2002年）31頁、前野育三「修復的少年司法の現実的可能性と弁護士付添人の課題」季刊刑事弁護第29号60頁、服部朗「修復的少年司法の可能性」服部著『少年法における司法福祉の展開』（成文堂、2006年）262頁。
 - 8 「修復的カンファレンス（少年対話会）」について詳しくは、植木百合子「修復的カンファレンス（少年対話会）モデル・パイロット事業報告書の概要について」捜査研究第680号（2008年）19-33頁を参照のこと。
 - 9 この点について詳しくは、服部「改正少年法と修復的司法」『少年法における司法福祉の展開』302-304頁を参照のこと。
 - 10 同法についての我が国における先行研究も多数あるが、主なものとして、土井前掲注1論文、守山前掲注(2)論文、木村前掲注(2)論文、横山潔『イギリスの少年刑事司法』（成文堂、2007年）pp.1-81がある。また、外国の立法205号（2000年）147-

229頁に、横山氏による同法の日本語訳が掲載されている。

- 11 *Home Office, No More Excuses-A New Approach To Tackling Youth Crime In England and Wales, Presented to Parliament by the Secretary of State for the Home Department by Command of Her Majesty, November 1997, Cm. 3809, pp. 12-14.*
- 12 2008年1月26日の研究会での口頭発表では、「県 [Shire] と紹介したが、”County” の誤りである。訂正の上、お詫びする。参照、安藤明「イングランドの地方議会」<http://www.clair.or.jp/j/forum/other/html/28/index.html>。なお、安藤・前掲によると、「イングランド（シリール島 [Isles of Silly] を含む）とウェールズ全土で411の地方自治体が存在する」とのことである。
- 13 上記研究会での口頭発表では、「市 [City]」と紹介したが、“District” の誤りである。訂正の上、お詫びする。なお、安藤・前注(12)によると、イングランドには、カウンティ、ディストリクト、大都市圏ディストリクトのほかに、ユニタリー [Unitary] という地方自治体が存在するとのことだが、このユニタリーが YOT を設立しているかどうかは、不明である。また、ロンドン中心部のシティ [City of London] も独立の自治体だが、Tower Hamlets 区と合同で YOT を設立している。
- 14 <http://www.yjb.gov.uk/en-gb/yjs/YouthOffendingTeams/ContactDetails.htm>。なお、上記研究会での口頭発表では、YOT の数を154と紹介したが、正しくは155である。訂正の上、お詫びする。
- 15 YJB は、一種の特殊法人 [quango] であり、国務大臣が任命する10名から12名の構成員によって構成され、その構成員の中には「少年司法に関する最近の該博な経験を有すると国務大臣が認める者」が含まれる（犯罪・秩序違反法第40条）。YJB は、以前は内務省 [Home Office] の管轄だったが、2007年5月9日に司法省 [Ministry of Justice] が設立されると同時に、司法省の管轄に移された。
- 16 白瀬由美香「イギリスにおける地域保健サービスの形成—NHS 成立の一側面」大原社会問題研究所雑誌第586・587号（2007年）34頁によると、「地方自治体の公衆衛生部が Local Health Authority（地方自治体保健局；以下 LHA とする—原注まま—）として NHS [National Health Service—租税を財源として無料でサービスを受けられる医療保障制度のこと、白瀬・前掲参照—] の中に位置づけられ、地域保健サービスを提供したことによって、疾病の予防だけに留まらない、多様かつ包括的なサービス提供が可能となった」とされている。
- 17 YOUTH JUSTICE ANNUAL STATISTICS 2005/06 p. 6.
- 18 加えて、YOT には、Connexions という機関からも222人の職員を派遣されている上、その他の機関から347人派遣されており、さらに、外部から委託された職員 [Outsourced] が133人、臨時職員 [Temporary] が3891人働いているので、職員は総計で18013人となる。また、1つの YOT あたり平均して、48人のボランティア、32人の常勤実務家 [Full time Practitioners]、6人の非常勤実務家、12人の開廷期間職員 [Sessional]、16人の事務職員 [Administrative]、6人の責任者 [Man-

ager], 及び, 2 人の学生/訓練生 [Students/trainees] が在籍するとのことである。YOUTH JUSTICE ANNUAL STATISTICS 2005/06 pp.5-6. (なお, Connexions とは, 13歳から19歳の青少年一般 (学習の困難ないし障害を有する場合には25歳までの青年) のための進路相談のための窓口というべきものである。<http://www.connexions-direct.com/index.cfm?pid=177>.)

- 19 評価は, 保釈 [bail] の支援・監督のため, 判決前報告書作成のため, 補償命令等非拘束命令のため, 拘束・訓練命令といった拘束刑のために行われる。そして, 評価の際, アセット [Asset] という書式が用いられる。
- 20 養育命令は, 犯罪を行った児童・青少年等の保護者・後見人に対して, カウンセリングやガイダンス・セッションに参加することを命じるものである。詳しくは, 横山・前注(10)を参照のこと。
- 21 児童安全命令は, 10歳未満の児童について, 10歳以上の者であれば罪に当たるような行為を行ったこと, 犯罪予防のために当該命令が必要であること, 等の要件を複数満たした場合に, 治安判事裁判所が児童を責任官のもとにおいて所定事項の要求の遵守を命ずる命令である。詳しくは, 横山・前注(10)を参照のこと。
- 22 行動計画命令は, 地域社会に基礎を置いた3ヶ月間継続する集中的なプログラムであり, YOT によって監督される。詳しくは, 横山・前注(10)を参照のこと。
- 23 拘束・訓練命令は, 15歳から17歳の者, または, 裁判所が固執的犯罪者 [persistent offender] とみなした12歳から14歳の者に適用可能な拘禁である。期間は最長2年で, 犯した罪が軽くなるに従い短くなるが, 前半は施設で処遇され, 後半はYOT監督の下, 社会内で処遇される。詳しくは, 横山・前注(10)を参照のこと。
- 24 監督命令は, YOT オフィサー等によって監督される命令であり, 実施期間は最長3年である。監督命令には, Intensive Supervision and Surveillance Program (略称 ISSP) [集中的監督・監視プログラムー対象者の電子監視を含む], 薬物治療 (16歳以上の対象者のみ), 夜間外出禁止といった一定の条件が付加される場合があるほか, 被害者に与えた害の修復, 怒りのコントロールといったYOTによって設定されるプログラムへの参加を要求されることもある。参照, <http://www.yjb.gov.uk/en-gb/yjs/SentencesOrdersandAgreements/SupervisionOrder/>
- 25 「法律で量刑が固定されている罪」とは, 謀殺罪 [murder] のことである。謀殺罪に対する法定刑は, 成人の場合には終身刑 [life] のみ, 児童・青少年の場合にも「女王の欲する間の拘禁」[detention during Her Majesty's Pleasure] のみである。
- 26 アテンダンス・センター出頭命令は, 通常警察によって運営されている施設であるアテンダンス・センターに出頭を命じられ, 規律訓練や身体的訓練, 生活技能訓練を受ける命令である。実施期間は, 最長6ヶ月であるが, 対象者の年齢や犯罪の重大性に依じて決定される。参照, 守山正＝後藤弘子編著『ビギナーズ少年法』(成文堂, 2005年) 280頁 (渡邊泰洋執筆)。
- 27 夜間外出禁止命令は, 対象者に1日のうち一定時間 (2～12時間), 特定の場所 (通常は家庭) にとどまることを要求する命令である。期間は16歳以上の者は最長6

- ヶ月、16歳未満の者は最長3ヶ月である。対象者はICタグを用いて電子監視される。参照、守山＝後藤編著・前掲(26)書281頁(渡邊泰洋執筆)。
- 28 National Standards for Youth Justice Services は、内務省が、少年司法委員会からの助言を受けて発したものである。
- 29 2008年1月26日の研究会での配布レジュメと口頭発表では、「補償命令とそれ以外の非拘束命令に共通する役割」としたが、厳密を期するため本文のように訂正した。
- 30 Martinson, R. What works? Questions and answers about prison reform. *Public Interest*, 35, 22-54.
- 31 EBP については、例えば、津富宏「EBP (エビデンス・ベイスト・プラクティス) への道」犯罪と非行124号(2000年) 67-99頁を参照のこと。
- 32 この点については、例えば、清野憲一「英国法務事情(4)」刑事法ジャーナル第6号(2007年) 63頁を参照のこと。
- 33 「はしがき」で述べた、「イギリスの少年司法が restorative justice の要素を大幅に取り入れた」ことの一つの大きなあらわれである。
- 34 2008年1月26日の研究会での配布レジュメでは、“Failure to attend”を「欠席」と訳したが、“absence”を「欠席」と訳したこととの関係で、“Failure to attend”は「不出席」と訳し直すこととした。
- 35 全国プロベーション局[National Probation Service]は、イングランド及びウェールズでのプロベーションを統括する組織である。もっとも現在では、全国プロベーション局は、刑務所庁[Prison Service]とともに、2004年6月に創設された全国犯罪者管理サービス[National Offenders Management Services](略称 NOMS)の傘下に組み入れられている。参照、清野憲一「英国法務事情(1)」刑事法ジャーナル第3号(2006年) 75頁。
- 36 あわせて YOT は、修復的正義に基づく活動を行う際には、National Standards の5.1から5.10までを遵守する責任を負う。この点について2008年1月26日の口頭発表で触れることを忘れたばかりか、本稿でも枚数の関係で紹介することができない。心よりお詫びする。
- 37 2008年1月26日の口頭発表では、Clerk to the Justices を「治安判事書記官」と訳したが、戒能道厚編『現代イギリス法辞典』(新世社、2003年) 113頁で「治安判事補佐官」と訳されていたので、そのような訳に修正した。そして、戒能・前掲書によると、治安判事補佐官は、バリスタ、ソリシタの法専門職資格を有し、素人裁判官の治安判事を補佐してきた、ということである。
- 38 *Joint Inspection of Youth Offending Teams Annual Report 2005/2006* p. 70.
- 39 [http://www.warwickshire.gov.uk/Web/corporate/pages.nsf/Links/1B34D28013B2F0E880257146004CFE9A/\\$file/Newsletter+Dec.pdf](http://www.warwickshire.gov.uk/Web/corporate/pages.nsf/Links/1B34D28013B2F0E880257146004CFE9A/$file/Newsletter+Dec.pdf)
- 40 http://www.calderdaleyot.org.uk/publications/yot_arts_dec_07.pdf
- 41 服部・前掲注(9)論文304頁。
- 42 参照、田口敬也「逆送年齢の引き下げについての刑事政策論的検討」早稲田法学第

78巻第3号（2003年）165-167頁。

- 43 実際，2007年には，通常第一審で有罪判決を受けた178人の少年のうち，126人が自由刑の執行猶予判決を宣告され，そのうち26人が保護観察に付されている。参照，法務省法務総合研究所編『平成20年版犯罪白書』153頁。
- 44 最判昭和24年8月18日刑集第3巻第9号1489頁。
- 45 例えば，澤登俊雄『少年法入門（第4版）』（有斐閣ブックス，2008年）231頁，参照。